

還付理由発生の翌月の6日までに提出してください。
(6日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日まで)

委任状

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

又は名称

Ⓜ 電話番号 ()

- ※ 委任者(納税義務者)欄は自筆でお願いします。 ※ 委任者の電話番号を必ず記入すること。
※ 法人にあっては、名称はスタンプで可。なお、代表者印を必ず押印してください。
※ 委任者の住所は現住所を記入すること。現住所が届け出住所と異なる場合は、異動が確認できる書類(住民票等の写し)を添付すること。

受任者

〒 _____ ※郵便番号、フリガナを必ずご記入ください

住 所

氏 名

又は名称

電話番号 ()

上記の者を代理人と定め、登録番号 大分 ^{※注1} の自動車税の受領に関する一切の権限を委任します。

還付理由

- 抹消 年 月 日 年 月 日
 二重納付 年 月 日 年 月 日
 取得税過誤納 年 月 日 年 月 日
 事故申し立て 年 月 日 年 月 日

還付金の口座振替希望の場合(受任者名義の口座)をご記入ください。

	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店(所) 支店(所) 出張所	
金融機関コード		店舗コード	
預金種別	1 普通	2 当座	3 納税準備
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

- 原則として、還付金発生後に提出してください。
 - 還付理由発生の翌月6日(土日祝日の場合はその前の開庁日)までに提出(必着)されない場合は、納税義務者に還付します。
 - 納税義務者に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、受任者に還付します。
 - 委任者(納税義務者)の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪(刑法159条)及び同行使罪(161条)等の罪に問われる場合があります。
- ※注1 令和元年10月1日～令和8年3月31日に納税義務が発生している場合は、自動車税環境性能割・自動車税種別割となります。

自動車税還付金の受領に関する委任状について

自動車税還付金を代理人が受領する場合、納税義務者からの委任状が必要となりますので、下記により提出してください。

記

1 提出書類

- 委任状（別添様式）
- 添付書類（届出事項に変更がない場合は不要）
 - ①委任者の住所、氏名が届出時と異なる場合は、異動が確認できる書類が必要です。
 - 【個人の場合】住民票、戸籍抄本等
 - 【法人の場合】商業登記簿謄本の写し
 - ②納税義務者死亡により相続人が委任者になる場合は、納税義務者の死亡及び納税義務者と委任者の関係が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要です。

2 提出期限

抹消等の還付理由が発生した翌月の6日までに当事務所必着で提出してください。（6日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日まで）

3 注意事項

- 還付理由発生後に提出すること。
 - 委任者の住所については現住所を記入すること。
 - 委任者が法人の場合は、代表者印を押印すること。
 - 委任者の電話番号を必ず記入すること。
 - 委任状の日付（右上欄）を記入してください。
 - 口座振替を希望の場合は、受任者の振込先口座を記入してください。
 - 合併により市町村名等に変更があったものについては、合併後の住所を正確に記入してください。
- ※委任者（納税義務者）の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法159条）及び同行使罪（161条）等の罪に問われる場合があります。

***** 書類の提出先・お問い合わせ *****

〒870-0907

大分市大津町3丁目4番13号 大分県交通会館2階

大分県税事務所 自動車税管理室（管理班）

電話 097-552-1121

FAX 097-552-1128